

旭川医科大学病院腫瘍センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院腫瘍センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院腫瘍センター規程（平成19年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (職員) 第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。 (1) <u>センター専任の教員</u> (2) その他必要な職員 (センター長) 第4条 センターにセンター長を置き、センターの業務を掌理する。 2 センター長は、<u>センター専任の教員のうちから病院長が指名する者</u>をもって充てる。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月12日から施行する。</u> 【改正理由】 センター長の選定方法について明確化し、もって組織の円滑な運営を図るため所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。	(略) (職員) 第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。 (1) <u>センター長</u> (2) その他必要な職員 (センター長) 第4条 センターにセンター長を置き、センターの業務を掌理する。 2 センター長は、<u>センター専任の教員</u>をもって充てる。 (略)